

務 第 4 8 7 号

平成20年2月29日

埼玉県警察本部長

犯罪被害者支援活動実施要領の制定について（通達）

事件又は事故の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）は、事件又は事故による直接的な被害ばかりではなく、その結果生じた精神的又は経済的な二次的被害を抱えて苦しんでいる現状にある。

このため、被害者等への適時適切な対応により、特に深刻な精神的又は経済的な負担を軽減させ、一刻も早く被害者等が被害にあう前の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、犯罪被害者支援活動実施要領（平成12年埼例規第32号・刑総・地）の全部を別添のとおり改正し、平成20年3月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者支援活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件等の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者支援活動 被害者支援、被害者連絡及び被害者訪問をいう。
- (2) 被害者支援 被害者等に対して、犯罪の被害にあった直後から行う支援活動をいう。
- (3) 被害者連絡 被害者等に対して、面接、電話等の方法により、捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況等に関して連絡する支援活動をいう。
- (4) 被害者訪問 被害者等を訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導及び各種相談を行う支援活動をいう。
- (5) 身体犯 次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。
 - ア 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
 - イ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
 - ウ 強盗・強制性交等罪及び同致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
 - エ 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
 - オ 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
 - カ 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
 - キ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
 - ク 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
 - ケ 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
 - コ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
 - サ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
 - シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
 - ス 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
 - セ 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
 - ソ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）

タ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

チ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

ツ その他致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（第2(6)の重大な交通事故事件を除く。）

(6) 重大な交通事故事件 次に掲げる交通事故事件をいう。

ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通による人の死亡があった場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ ひき逃げ事件

車両等の交通による人の傷害があった場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

ウ 交通死亡事故等

前記アのほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び前記イのほか人が全治3か月以上の傷害を負った事故

エ 危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条、第3条及び第6条の罪）に該当する事件

(7) 精神的又は身体的被害の大きな事件等 前記(5)及び(6)以外で、社会的反響、規模又は被害者等の精神的若しくは身体的被害が大きいことから、犯罪被害者支援活動を行う必要があると第3の1の総括責任者が認めた事件、事故又は事案をいう。

第3 実施体制等

1 実施体制

本業務の円滑な運営を図るため、次表のとおり総括責任者等を置くものとする。

所 属	総括責任者	運用責任者	実 施 責 任 者
地域部鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）	隊長	副隊長	隊長補佐（鉄道警察・特務・指導）及び埼玉県警察鉄道警察隊に関する訓令（昭和62年埼玉県警察本部訓令第6号）第6条に規定する当務係長（当直

			時の被害者支援活動に係るものに限る。)
交通部高速道路 交通警察隊（以下「高速隊」という。）	隊長	副隊長	隊長補佐（指導・事件捜査）及び埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第29号）第8条に規定する当直主任（当直時の被害者支援活動に係るものに限る。）
警察本部の事件 捜査又は事故捜査を 主管する所属（以下「本部 事件主管課」という。）	課長	次席	課長補佐
警察署	署長	副署長	留置管理課及び会計課を除く各課長（課長が配置されていないときは係長）及び埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第32条に規定する総括管理者

2 任務

- (1) 総括責任者は、犯罪被害者支援活動の運用に関する総括的な指揮に当たるものとする。
- (2) 運用責任者は、総括責任者の命を受け、犯罪被害者支援活動の運用に関する所属と関係機関団体との調整及び職員に対する犯罪被害者支援活動に関する指導教養に当たるものとする。
- (3) 実施責任者は、総括責任者の命を受け、犯罪被害者支援活動に関する指揮及び指導教養に当たるものとする。

第4 交通事故被害者連絡調整官

交通事故の被害者又はその親族に対する被害者連絡について組織的かつ斉一な対応を確保するとともに、交通事故の被害者又はその親族の心情に配慮した犯罪被害者支援活動を適切に実施するため、交通部交通捜査課に交通事故被害者連絡調整官を置くものとする。

なお、交通事故被害者連絡調整官の任務等は、別に定める。

第5 被害者支援

1 支援対象者

被害者支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、身体犯、重大な交通事故事件及び精神的又は身体的被害の大きな事件等（以下「対象事件等」という。）の被害者等と

する。

2 支援要員の指定

警察署の総括責任者は次に掲げる区分の配置基準により、警察署以外の総括責任者は次に掲げる区分に準じて被害者等の心理、被害者支援等に関する知識、技能及び経験等を考慮して適任者と認められる者を支援要員として指定するものとする。

また、支援要員を指定した場合は、埼玉県警察情報管理システムによる被害者支援情報管理業務実施要領（平成20年務第488号。以下「被害者支援システム」という。）に登録するものとする。

(1) 事件支援要員

事件捜査又は事故捜査を主管する課（係）（以下「事件主管課」という。）に必要な人員

(2) 女性警察官支援要員

女性警察官のうち、課又は係のいかんを問わず必要な人員

(3) 女性職員支援要員

女性の警察職員（警察官を除く。）のうち、課又は係のいかんを問わず必要な人員

(4) 当直支援要員

警察署の各当直班に前記(1)から(3)までの支援要員がない場合の必要な人員

3 支援要員の任務

支援要員は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被害状況の聴取又はその補助

(2) 被害届、供述調書等の書類作成又はその補助

(3) 証拠資料の採取、押収、還付等の手続に伴う補助又は支援対象者の付添い

(4) 実況見分若しくは検証に伴う補助又は支援対象者の付添い

(5) 病院の手配及び医師との連携又はそれらの補助

(6) 支援対象者の家族等への連絡

(7) カウンセリング、被害者連絡及び被害者訪問の要否の確認又はそれらの補助

(8) 犯罪被害者支援活動（犯罪被害給付制度に係るものを含む。）に関するパンフレット等の交付

(9) 自宅等への送迎又はその補助

- (10) 相談への対応又はその補助
- (11) 捜査手続及び各種書類作成の趣旨説明
- (12) その他必要と認める被害者支援

4 支援活動担当者の指定

鉄警隊若しくは高速隊の実施責任者又は警察署の事件主管課の実施責任者（以下これらを「事件主管課実施責任者等」という。）は、対象事件等を認知した場合は、事件支援要員の中から当該対象事件等に係る被害者支援の担当者（以下「支援活動担当者」という。）を指定し、これを行わせるものとする。この場合において、当該対象事件等の支援対象者が女性であるときは、当該支援対象者の意向を確認の上、可能な限り女性警察官支援要員又は女性職員支援要員から指定するものとする。

5 実施結果の登録

支援活動担当者は、前記3に定める支援活動を実施した場合は、その都度、被害者支援システムに実施結果を登録するものとする。

6 被害者支援の期間

被害者支援は、被疑者の起訴、不起訴等の処分が確定するまで実施するものとする。ただし、被害者から裁判所等への付添いの要望があったなどの理由による延長又は第9による中止の必要があると総括責任者が認めた場合は、総括責任者が指示した期間延長し、又は中止することができる。

第6 被害者連絡

1 被害者連絡の支援対象者

被害者連絡の対象者（以下「連絡対象者」という。）は、支援対象者（少年の場合は、原則としてその保護者）のうち、総括責任者が被害者連絡の必要があると認めた被害者等及び要望があった被害者等とする。

2 連絡担当者の指定

事件主管課実施責任者等は、被害者連絡の担当者（以下「連絡担当者」という。）には、当該被害者連絡に係る被害者の支援活動担当者を指定するものとする。この場合において、事件主管課実施責任者等は、連絡対象者ごとに指定した連絡担当者について被害者支援システムに登録し、管理すること。

3 実施内容及び時期

被害者連絡は、連絡対象者の意向に沿って、次の事項について行うものとする。

(1) 捜査状況（被疑者検挙まで）

ア 被害者が死亡した身体犯の場合

被害申告受理後おおむね1か月、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、原則として、少なくとも1年に1回連絡するものとする。

イ 前記ア以外の身体犯の場合

被害申告受理後おおむね2か月を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

ウ 重大な交通事故事件の場合

(ア) 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、原則として、少なくとも1年に1回連絡するものとする。

(イ) ひき逃げ事件

事件の認知後おおむね2週間を経過した時点で被疑者が検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷に該当する事件

事件の認知後おおむね1か月を経過した時点で被疑者を送致していない場合は、捜査に支障のない範囲で捜査状況を連絡すること。

なお、これ以降においても、被害者等の意向、事案の内容等を勘案して、連絡するものとする。

(2) 被疑者の検挙状況

ア 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合（被疑者を身柄拘束中に余罪として送致した場合を含む。）は、速やかにその旨及び当該被疑者の人定その他必要と認められる事項（以下「人定等」という。）を連絡すること。ただし、否認事件又はいまだ逮捕されていない被疑者のいる共犯事件において、逮捕後速やかに連絡することが捜査に支障を来すおそれがあるときは、当該支障を来すおそれがなくなったと認められる段階で、連絡するものとする。

なお、被疑者を送致前に釈放したときは釈放後速やかにその旨及び理由を、被疑者が勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）されなかったときは釈放後速やかにその旨を連絡するものとする。

イ 在宅送致の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、速やかにその旨、当該被疑者の人定等及び送致先検察庁を連絡するものとする。

また、被疑者を逮捕したが、その後釈放し在宅で送致したときは、速やかにその旨及び送致先検察庁を連絡するものとする。

ウ 少年事件の場合

被疑者が少年である場合、連絡対象者に被疑少年の人定等を連絡することにより、当該被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、当該被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を連絡対象者に連絡した場合、速やかに当該被疑少年の保護者に対して、当該被疑少年又はその保護者の人定等を連絡対象者に教示した旨を連絡するものとする。

エ 触法少年事案の場合

触法少年に対し、児童相談所への送致又は通告を行った場合は、速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定等を連絡するものとする。この場合、速やかに当該触法少年の保護者に対して当該保護者の人定等を連絡対象者に教示した旨を連絡するものとする。

(3) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕被疑者の勾留期間が満了したときは速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不

起訴、処分保留等) その他必要と認める事項を、被疑者が起訴されたときは公訴提起先裁判所その他必要と認める事項をそれぞれ連絡するものとする。ただし、被疑者が少年である場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁又は送致先家庭裁判所を連絡するものとする。

4 実施方法

(1) 経過票の作成

連絡担当者は、被害者連絡を実施した都度、被害者支援システムに実施結果を登録し、被害者連絡経過票（別記様式第1号。以下「経過票」という。）を印字出力して事件主管課実施責任者等に提出するものとする。

(2) 被害者連絡管理簿の作成及び連絡状況の管理

ア 事件主管課実施責任者等は、被害者支援システムから被害者連絡管理簿（別記様式第2号）を印字出力して、被害者連絡の状況について管理し、前記(1)により提出を受けた経過票とともに保管するものとする。

イ 事件主管課実施責任者等は、四半期ごとの被害者連絡状況について、前記アの被害者連絡管理簿により、当該四半期経過後10日以内に総括責任者に報告するものとする。

(3) 被害者訪問の依頼

事件主管課実施責任者等は、連絡対象者が被害者訪問を要望した場合は、経過票の写しを警察署地域課の実施責任者（以下「地域課実施責任者」という。）を経て第7の2の被害者訪問総括員に送付した上で、被害者訪問を依頼するものとする。

なお、経過票の写しを送付した後に支援活動担当者が経過票の内容を追加又は変更をした場合は、その都度当該追加又は変更をした経過票の写しを送付するものとする。

5 留意事項

(1) 被害者等及びその関係者の素行、言動等により、被害者等又はその関係者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、被害者連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、被害者連絡は行わないものとする。

(2) 被害者連絡に際し、事後の賠償及び民事訴訟を踏まえ言動に十分留意すること。

(3) 連絡対象者に対し、被疑者（触法少年を含む。）及びその家族のプライバシーの保護についての理解を求め、後日紛議が生じないよう配慮すること。

(4) 被疑者が少年である場合は少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22

年法律第164号)の趣旨を説明し、触法少年であるときは併せて刑法第41条に規定する犯罪の不成立等について説明し、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

第7 被害者訪問

1 訪問対象者

被害者訪問の対象者(以下「訪問対象者」という。)は、前記第6の4(3)により事件主管課実施責任者等から経過票の写しの送付を受けて被害者訪問を依頼された連絡対象者に限る。

2 被害者訪問総括員の指定

総括責任者は、警察署の地域課員の中から、被害者等の心理、被害者支援等に関する知識、技能、経験等を考慮して適任であると認められる者を被害者訪問総括員として指定するものとする。

3 被害者訪問担当者の指定

被害者訪問総括員は、前記第6の4(3)により被害者訪問を依頼された場合は、その都度被害者訪問担当者(以下「訪問担当者」という。)を指定し、前記第6の4(3)により受けた経過票の写しを訪問担当者に交付するものとする。この場合において、被害者訪問総括員は指定した訪問担当者について、被害者支援システムに登録するものとする。

4 実施内容及び期間

被害者訪問は、次の事項のうち訪問対象者の意向に沿ったものについて行うものとし、訪問対象者から特段の要望がない場合は、原則として、1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回からおおむね2か月を経過した時点で、訪問対象者から訪問継続の要望がない場合は、総括責任者の承認を経て、被害者訪問を終了するものとする。

ア 被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供

イ 防犯指導

ウ 警察に対する要望、苦情、相談等の聴取

5 実施方法

(1) 訪問カードの作成

訪問担当者は、前記3により経過票の写しの交付を受けた場合は、速やかに被害者訪問を実施することとし、その都度被害者支援システムに実施結果を登録し、被害者訪問

カード（別記様式第3号。以下「訪問カード」という。）を印字出力して、交付された経過票の写しとともに被害者訪問総括員に提出するものとする。

(2) 被害者訪問管理簿の作成及び訪問状況の管理

ア 被害者訪問総括員は、被害者支援システムから被害者訪問管理簿（別記様式第4号）を印字出力して、被害者訪問の状況について管理し、前記(1)により提出を受けた訪問カード及び経過票の写しとともに保管するものとする。

イ 被害者訪問総括員は、四半期ごとの被害者訪問の状況について、前記アの被害者訪問管理簿により、当該四半期経過後10日以内に地域課実施責任者を経て総括責任者に報告するものとする。

(3) 事件主管課実施責任者への実施報告

被害者訪問総括員は、前記(1)により訪問カード及び経過票の写しの提出を受けた場合は、訪問カードの写しを地域課実施責任者を経て事件主管課実施責任者等に送付するものとする。

6 留意事項

被害者訪問を実施するに当たっては、経過票の写しにおける連絡事項欄及び特記事項（被害者からの要望、被害者の状況、連絡の際の留意事項等）欄の内容を踏まえ、訪問対象者の心情等を害することのないよう、言動に十分留意すること。

第8 犯罪被害者支援活動に係る所属が異なる場合の措置

1 被害者連絡

(1) 事件捜査を担当する鉄警隊、高速隊又は警察署（以下これらを「捜査所属」という。）、被疑者を検挙した鉄警隊、高速隊又は警察署（以下これらを「検挙所属」という。）及び連絡対象者の居住地を管轄する警察署（以下「連絡対象者居住地管轄署」という。）が異なる場合の被害者連絡は、原則として、捜査所属が担当するものとする。

この場合において、関係する所属は、緊密な連携を図り、確実な被害者連絡の実施に配慮するものとする。

(2) 捜査所属の事件主管課実施責任者は、検挙所属又は連絡対象者居住地管轄署が他の都道府県警察である場合は、当該他の都道府県警察の警察署の被害者連絡を担当する責任者等と事前に協議するものとする。

2 被害者訪問

- (1) 捜査所属の総括責任者は、経過票の写しを被害者訪問通知書（別記様式第5号）により訪問対象者の居住地を管轄する警察署（以下「訪問対象者居住地管轄署」という。）の総括責任者に送付するものとする。
- (2) 訪問対象者居住地管轄署の事件主管課実施責任者は、前記(1)により被害者訪問通知書の送付を受けた場合は、被害者訪問通知書の写しを自署の地域課実施責任者を経て被害者訪問総括員に送付するものとする。
- (3) 訪問対象者居住地管轄署の被害者訪問総括員は、前記(2)により被害者訪問通知書の写しの送付を受けた場合は、被害者訪問管理簿に登載し、自署の訪問担当者に経過票の写しを交付するものとする。
- (4) 訪問対象者居住地管轄署の訪問担当者は、前記(3)により経過票の写しの交付を受けた場合は、速やかに被害者訪問を実施し、前記第7の5(1)と同様に処理するものとする。
- (5) 訪問対象者居住地管轄署の総括責任者は、訪問カードの写しを被害者訪問実施結果通知書（別記様式第6号）により、捜査所属の総括責任者に送付するものとする。

第9 犯罪被害者支援活動の中止

1 犯罪被害者支援活動の中止の決定

事件主管課実施責任者等は、次に掲げる場合は、総括責任者の承認を得た上で、犯罪被害者支援活動を中止することを決定できる。

- (1) 事件認知当初、支援対象者が犯罪被害者支援活動を拒否した場合
- (2) 犯罪被害者支援活動中に、連絡対象者又は訪問対象者が犯罪被害者支援活動を拒否した場合
- (3) その他犯罪被害者支援活動を継続することが適当でないと認められる場合

2 犯罪被害者支援活動の中止に係る措置

事件支援要員及び被害者訪問総括員は、前記1により犯罪被害者支援活動を中止した場合は、その理由を経過票又は訪問カードに記載しておくものとする。

第10 警務部警務課等との連携等

1 警務部警務課との連携

総括責任者は、犯罪被害者支援活動を実施するに当たっては、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と連携して行うものとする。

2 犯罪被害者支援室員の派遣要請

総括責任者は、支援対象者に対するカウンセリング等の被害者支援が必要であると認めた場合は、警務課長に対し、警務部警務課犯罪被害者支援室員の派遣を要請するものとする。

3 早期援助団体との連携及び配慮

警務課長及び総括責任者は、犯罪被害者支援活動を行う場合は、積極的に早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により指定される犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下同じ。）と連携するほか、早期援助団体が被害者等に対する支援を適正かつ確実に実施できるよう、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 相談業務等の円滑な運営を図るため必要な知識又は技術の提供
- (2) その他早期援助団体の業務の円滑な運営を図るために必要な便宜の供与

第11 報告等

1 支援要員の運用報告

総括責任者は、被害者支援システムにより適宜運用状況を把握管理することとし、支援要員を運用した場合は、前記第5の5の登録をもって、警務課長を経て報告すること。

2 被害者連絡又は被害者訪問の実施報告及び調査

(1) 総括責任者による報告

総括責任者は、被害者支援システムにより適宜実施状況を把握管理することとし、被害者連絡又は被害者訪問を実施した場合は、前記第6の4(1)及び第7の5(1)の登録をもって、事件捜査を担当する部門ごとに警察本部各部の庶務担当課長（交通部にあっては、交通部交通捜査課長。以下同じ。）を経て報告すること。

(2) 庶務担当課長による指導及び連絡

庶務担当課長は、前記2(1)の内容について必要な指導を行うとともに、実施状況の集計結果について警務課長へ連絡すること。

(3) 警務課長等による実施状況の調査

警務課長及び庶務担当課長は、被害者連絡及び被害者訪問の状況を調査するために必要があるときは、総括責任者に対し、前記第6の4(2)の被害者連絡管理簿及び前記第7の5(2)の被害者訪問管理簿の送付を求めることができる。

第12 事務処理

この要領における事務処理は、鉄警隊にあつては特務係、高速隊にあつては事件捜査を担当する係、本部事件主管課にあつては事件捜査を担当する係、警察署にあつては警務課において行うものとする。ただし、被害者連絡及び被害者訪問の事務処理にあつては、事件捜査を担当する課（係）においてそれぞれ行うものとする。

実施日

この通達は、平成20年3月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成20年6月25日務第1935号）

この通達は、平成20年7月1日から実施する。

実施日（平成20年7月2日交捜第427号）

この通達は、平成20年7月15日から実施する。

実施日（平成20年9月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月1日から実施する。

実施日（平成22年2月22日務第386号）

この通達は、平成22年3月1日から実施する。

実施日（平成26年5月19日交捜第773号）

この通達は、平成26年5月20日から実施する。

実施日（平成26年8月11日務第1807号）

この通達は、平成26年8月11日から実施する。

実施日（平成29年8月3日刑総第1322号）

この通達は、平成29年8月3日から実施する。

実施日（平成31年3月29日警務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する

（様式省略）